

第1 監査の対象 市民自治部（市民自治推進課，市民窓口センター，市民相談情報センター，六会市民センター，片瀬市民センター，明治市民センター，御所見市民センター，遠藤市民センター，長後市民センター，辻堂市民センター，善行市民センター，湘南大庭市民センター，湘南台市民センター及び鵜沼市民センター），市民病院事務局（病院総務課）及び看護専門学校（教務課）並びに財団法人藤沢市産業振興財団に係る平成23年度（2011年9月末日現在）所管業務

第2 監査の実施日 2011年12月27日（火）

第3 監査を実施した委員

監査委員	青柳義朗
同	鵜川正樹
同	松長泰幸
同	三木由美子

第4 監査の結果

1 市民自治推進課

(1) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在における市民自治推進課が管理に関する事務を行う施設は，高倉市民の家ほか41施設となっている。

なお，管理に関する事務の内容については，藤沢市行政組織規則によれば，市民の家等に関しては「建設及び施設の維持管理の総括」となっており，公有財産台帳（副本）及び附属図面等の管理課となっているが，市民の家に係る行政財産の目的外使用を含めた維持管理及び指定管理者に対する運営指導の補助については各市民センターの事務となっている。

これら施設の維持管理状況について，公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は，次のとおりである。

(イ) 公有財産台帳等の整備状況

市民の家等に係る公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果，適切なものと認められた。

(ロ) 現地調査

a 市民の家

11月24日及び25日に，13箇所を抽出して現地調査をした結果，行政財産の目的

外使用に係る手続がなされていないものがあるほか、公有財産台帳（副本）と現況が異なるなど土地の管理に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、今回現地調査を実施しなかった他の施設についても定期的に自主点検を実施し、適切な管理に努められたい。

(2) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、6市民センター機械警備業務ほか5件で、契約金額30,245,009円（単価契約分を除き、長期継続契約によるものについては平成23年度分の契約金額）、支出済額17,235,845円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、4件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、この課に係る支出済額は適正なものと認められた。

(3) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況は、30件2,442,364円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月25日に市民自治推進課において現地調査を行い、4件について現物確認をした結果、契約の方法に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

2 市民窓口センター

(1) 証明閲覧手数料及び火葬場使用料の収入は適正か

9月末日現在における証明閲覧手数料の取扱通数は123,917通で、収入済額は35,856,700円、火葬場使用料取扱件数は780件で、収入済額は13,767,500円となっている。

これらが「藤沢市手数料条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、9月1日から同月15日分を抽出し、戸籍証明書等の請求書、住民票の写し等交付請求書、藤沢聖苑使用許可申請書等を収納金通知書、金銭登録機記録シート等を照合調査した結果は、次のとおりである。

ア 手数料の徴収額に一部不足しているものがあつたので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。

イ 一部の請求書の市記載欄に未記入のものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

また、11月30日に窓口での取扱現金を実査した結果、現金残高は各種請求書の内容に基づく手数料の合計金額と一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、戸籍・住民基本台帳関係業務ほか11件で、契約金額13,658,916円（単価契約分を除く。）、支出済額3,310,476円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、支払の遅延があるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(3) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況は、68件1,984,019円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、34件1,588,548円の支出命令、請求書等を抽出して調査するとともに、11月30日に市民窓口センターにおいて現地調査を行い、9件について現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支出済額は適正なもの認められた。

3 市民相談情報センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、情報検索システムWEBサーバー運営管理業務ほか8件で、契約金額39,755,514円（単価契約分を除き、長期継続契約によるものについては平成23年度分の契約金額）、支出済額15,660,156円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、仕様書の整備が必要なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況は、39件376,154円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月29日に市民相談情報センターにおいて現地調査を行い、5件について現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支出済額は適正なもの認められた。

市民センター総括

各市民センターの共通事項として次の点に心がけ、今後の移譲事務の執行がよりよいものとなる

よう要望する。

(1) 委託料について

ア 契約手続

委託契約の執行に当たっては、藤沢市契約規則及び契約書に定められた内容に沿って、今後とも正確な書類の作成及び事務の執行をお願いしたい。

イ 支払

委託料の支払については、契約書に支払時期が定められているので、今後とも遅滞なく支払うようお願いしたい。

ウ 元課による一括処理

街路樹維持管理業務等のように、元課が一括して契約し、センターが支払だけを行っている業務については、契約業務の管理を的確に行うために、元課による一括処理が望ましい。

(2) 施設の管理について

ア 現地調査の結果

(ア) 緑の広場の遊具については、まちづくりみどり推進課が隔年で法定点検を行っているとのことであるが、公園の遊具管理と比較して十分とは言えない。緑の広場の遊具は公園パトロールの対象外であること等を踏まえ、緑の広場の遊具に対しても十分な安全対策を図るようお願いしたい。

(イ) 公園等は、公有財産を所管する部署と維持管理をする部署が分離されているが、公園等は、公の営造物として、事故が発生した場合には、国家賠償法によりその賠償責任は過失の責任を必要としない無過失責任とされ、その管理については総合的な安全対策が求められることから、一貫した事故予防対策及び事故発生時の的確な対応の確保をお願いしたい。

(ロ) 公園及び緑の広場には、移譲前にはスポーツ課が管理していた「健康遊具・器具」が設置されているが、これらについても他の公園遊具を含めた総合的な管理をお願いしたい。

(ハ) 公園及び緑の広場に設置されている「公園利用」等の看板の担当課の名称表示が、旧名称のままとなっているので改善をお願いしたい。

イ 施設の目的外使用許可申請等

施設の目的外使用許可申請書等は、正しく期日どおりに提出させるよう、今後とも的確な指導をお願いしたい。

ウ 公園占用許可使用料等

(ア) 公園内の支線柱使用料が過大に積算されているものがあつたので、使用料等の積算に当たっては十分な注意をお願いしたい。

(イ) 占用使用料の歳入が誤った科目に収納されているので、十分な注意をお願いしたい。

(ロ) 東電柱等の公園占用許可申請及び市民の家等の行政財産の目的外使用許可申請については、業務を振り分けることにより、かえって事務が煩雑化し、リスクを拡散させる可能

性があるので、元課による一括管理が望ましい。

(3) 補助金及び交付金について

ア 要綱の整備

補助金の執行手続については、藤沢市補助金交付規則及び各補助金交付要綱に沿って正確な申請手続が求められるため、各センター統一的な事務処理が可能となる要綱の整備をお願いしたい。

イ 支払

補助金の支払については、補助金申請書の提出後速やかに内容を確認し、各事業ごとに定められた補助金交付要綱に沿って、今後とも遅滞なく支払うようお願いしたい。

(4) 消耗品について

分割発注が見受けられたので、発注に当たっては十分な注意をお願いしたい。

なお、各市民センターの個別の監査結果は次のとおりである。

4 六会市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、六会市民センター庁舎管理等業務ほか 15件で、契約金額 47,386,115円（単価契約分を除く。）、支出済額 20,379,408円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、10件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、六会市民センターほか 54施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園にあっては維持管理、賃貸借及び使用貸借、占用及び使用の許可、占用料等の徴収、自費施工工事の許可、指導及び完了検査並びに改良及び修繕、緑の広場にあっては緑の広場の指定、解除及び維持管理、市民の家にあっては施設の維持管理及び指定管理者に対する運営指導の補助、地域子供の家及び児童館にあっては施設の維持管理及び指定管理者に対する運営指導の補助となっている。

また、このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管課となっているものは、六会市民センターのみである。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、その公有財産の所管課は、まちづくり推進部まちづくりみどり推進課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものがある。市民の家

及び地域子供の家については、公有財産の所管課は、それぞれ市民自治部市民自治推進課及び子ども青少年部青少年課となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(7) 公有財産台帳等の整備状況

このセンターに係る公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(8) 現地調査

a 六会市民センター

12月2日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

その他の施設については、過去に緑の広場に設置した遊具に係る事故が発生したことにかんがみ、遊具が設置されている公園、緑の広場を中心に公園11箇所及び緑の広場4箇所を抽出して12月1日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(7) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況（平成23年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。）は、六会市民センターにおける東日本電信電話㈱の室外公衆電話機ほか14件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(8) 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況（平成23年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。）は、北窪公園における東京電力㈱の電柱ほか51件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書、公園占用許可書（控）、公園使用料減免申請書等を調査した結果は、次のとおりである。

a 公園占用に係る使用料が過大に積算されているものがあつたので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。

b 公園使用許可の申請手続に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

ウ 施設用地の借用について

9月末日現在のこのセンターが管理に関する事務を行う施設敷地の借用状況は、不動産岡

公園ほか 15件となっている。

これらのうちこのセンターにおいて契約手続等を実施したものは、石川市民の家賃貸借変更契約であり、賃借料の支払は、このセンターにおいて行っている。

これが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸契約書等を調査した結果、契約手続は適切なものと認められた。

(3) 補助金及び交付金の執行は適正か

9月末日現在における補助金及び交付金の執行状況は、六会地区地域経営会議運営事業ほか10件で、交付決定額 7,965,965円、支出済額 6,597,085円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書（写）、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(4) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況は、43件 793,248円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、12月2日に六会市民センターにおいて現地調査を行い、26件について現物確認をした結果、契約の方法に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

5 片瀬市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、片瀬市民センター庁舎管理等業務ほか12件で、契約金額 24,650,060円（単価契約分を除く。）、支出済額 8,569,528円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、8件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、片瀬市民センターほか37施設となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

㍿ 公有財産台帳等の整備状況

このセンターに係る公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に

整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

a 片瀬市民センター

1 1 月 2 9 日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

公園 18箇所及び緑の広場 6箇所を抽出して1 2 月 5 日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(ア) 目的外使用許可

9 月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況(平成 2 3 年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。)は、片瀬市民センターにおける東日本電信電話(株)の室内公衆電話ほか 19件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」, 「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書, 行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 公園占用許可

9 月末日現在における公園占用許可の状況(平成 2 3 年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。)は、西浜公園における東京電力(株)の電柱ほか 30件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」, 「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書, 公園占用許可書(控), 公園使用料減免申請書等を調査した結果、公園占用に係る使用料が過大に積算されているものがあつたので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。

ウ 施設用地の借用について

9 月末日現在のこのセンターが管理に関する事務を行う施設敷地の借用状況は、緑の広場 No.1 9 4 ほか 5件となっている。

これらのうちこのセンターにおいて契約手続等を実施したものは、片瀬浪合市民の家及び市民センター駐車場であり、賃借料の支払は、このセンターにおいて行っている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、適正なものと認められた。

(3) 補助金及び交付金の執行は適正か

9 月末日現在における補助金及び交付金の執行状況は、片瀬地域経営会議運営事業ほか 11 件で、交付決定額 8, 412, 220円, 支出済額 3, 202, 000円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書, 同決定通知書(写), 支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(4) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況は、24件 445,231円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月29日に片瀬市民センターにおいて現地調査を行い、12件について現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支出済額は適正なものとして認められた。

6 明治市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、明治市民センター庁舎管理等業務ほか9件で、契約金額24,599,943円、支出済額10,743,231円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、6件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものとして認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、明治市民センターほか32施設となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

このセンターに係る公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものとして認められた。

(イ) 現地調査

a 明治市民センター

12月1日に現地調査した結果、適切に管理されているものとして認められた。

b その他の施設

公園8箇所及び緑の広場3箇所を抽出して12月1日に遊具に欠損等があるかどうか目視により確認した結果、適切に管理されているものとして認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(ア) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、明治市民センターにおける(株)ジェイコム湘南の共架電線ほか8件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」

等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況(平成23年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。)は、四ッ谷公園における東京電力(株)の電柱ほか17件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書、公園占用許可書(控)、公園使用料減免申請書等を調査した結果は、次のとおりである。

- a 公園占用に係る使用料が過大に積算されていたものがあつたので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。
- b 一部の公園及びみどりの広場で目的外使用許可手続が執られていないものがあるなど、事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

ウ 施設用地の借用について

9月末日現在のこのセンターが管理に関する事務を行う施設敷地の借用状況は、緑の広場No.37ほか11件となっている。

これらのうちこのセンターにおいて契約手続等を実施したものは、緑の広場No.309の使用貸借契約、緑の広場No.49、緑の広場No.50、緑の広場No.339、緑の広場No.409の賃貸借契約を除いたものであり、賃借料の支払は、このセンターにおいて行っている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(3) 補助金及び交付金の執行は適正か

9月末日現在における補助金及び交付金の執行状況は、平成23年度明治地域経営会議運営事業ほか9件で、交付決定額4,926,485円、支出済額3,734,785円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書(写)、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(4) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況は、36件650,122円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、12月1日に明治市民センターにおいて現地調査を行い、13件について現物確認をした結果、実施した手続(市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。)の範囲内において、支出済額は適正なものと認められた。

7 御所見市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、御所見市民センター庁舎管理等業務ほか12件で、契約金額11,142,061円（単価契約分を除く。）、支出済額5,771,427円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、9件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果は、次のとおりである。

ア 委託料の支払額に一部不足しているものがあつたので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。

イ 仕様書の整備が必要なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、御所見センターほか26施設となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

㊦ 公有財産台帳等の整備状況

御所見市民センター及び（旧）御所見市民センターに係る公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

㊧ 現地調査

a 御所見市民センター及び（旧）御所見市民センター

11月29日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

公園にあってはすべてについて、緑の広場にあっては遊具が設置されている5箇所を抽出して、11月29日に、遊具に欠損等があるかどうかについての目視による確認等を行った結果、遊具に欠損等は見受けられなかったが、一部の公園に防犯灯など公園占用に係る手続がなされていないものがあつたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

イ 施設の目的外使用許可等について

㊦ 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況（平成23年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。）は、御所見市民センターにおける東日本電信電話（株）の室外公衆電話ボックスほか15件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」，「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，行政財産使用許可申請書，行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果，行政財産使用許可申請書の提出が期限までになされていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(イ) 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況(平成23年度においてこのセンターが事務を実施するものに限る。)は，葛原公園における東京電力㈱の電柱ほか8件となっている。

このセンターにおいて実施した公園占用許可に関する事務が「藤沢市都市公園条例」，「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，公園占用許可申請書，公園占用許可書(控)，公園使用料減免申請書等を調査した結果は，次のとおりである。

- a 公園占用に係る使用料が過大に積算されていたものがあつたので，今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。
- b 公園占用に係る使用料の調定手続に遅延があるものがあるほか，公園占用許可申請書の提出が期限までになされていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

ウ 施設用地の借用について

9月末日現在のこのセンターが管理に関する事務を行う施設敷地の借用状況は，葛原公園ほか16件となっている。

これらのうちこのセンターにおいて契約手続等を実施したものは，緑の広場No.113の使用貸借契約，緑の広場No.261の賃貸借契約，緑の広場No.135(2件)の変更契約及び緑の広場No.399の使用許可であり，賃借料の支払は，このセンターにおいて行っている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，土地賃貸借契約書等を調査した結果，緑の広場の一部に賃貸人の所在不明により賃借料の支払がされていないものがあるので，民法第494条の規定による供託を行うなどにより債務の解消を図るよう努められたい。

(3) 補助金及び交付金の執行は適正か

9月末日現在における補助金及び交付金の執行状況は，平成23年度御所見地域経営会議運営事業ほか11件で，交付決定額6,059,650円，支出済額4,911,650円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，補助金交付申請書，同決定通知書(写)，支出命令等を調査した結果，補助金交付申請書の審査が十分でないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(4) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況は、25件 573,692円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月29日に御所見市民センターにおいて現地調査を行い、8件について現物確認をした結果、納品書の保管がされていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

8 遠藤市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、遠藤市民センター庁舎管理等業務ほか12件で、契約金額17,802,472円（単価契約分を除き、長期継続契約によるものについては平成23年度分の契約金額）、支出済額9,705,202円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、6件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果は、次のとおりである。

ア 本来業務に係る再委託について承認しているものがあつたので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。

イ 契約書の遅延利率について、変更していないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、遠藤市民センターほか15施設となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

㍿ 公有財産台帳等の整備状況

このセンターに係る公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

㍿ 現地調査

a 遠藤市民センター

12月1日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

12月1日に、遊具に欠損等があるかどうかについての目視による確認等を行った結

果、遊具に欠損等は見受けられなかったが、一部の公園に電柱など公園占用に係る手続がなされていないものがあったので、今後の事務を執行する当たり留意されたい。

イ 施設の目的外使用許可等について

(ア) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況（平成23年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。）は、遠藤市民センターにおける東日本電信電話㈱の室外公衆電話ボックスほか11件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況（平成23年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。）は、秋葉台公園における㈱ジェイコム湘南の鋼管柱ほか5件となっている。

このセンターにおいて実施した公園占用許可に関する事務が「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書、公園占用許可書（控）、公園使用料減免申請書等を調査した結果、公園占用に係る使用料が過小に積算されていたものがあったので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。

ウ 施設用地の借用について

9月末日現在のこのセンターが管理に関する事務を行う施設敷地の借用状況は、緑の広場No.61ほか3件となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(3) 補助金及び交付金の執行は適正か

9月末日現在における補助金及び交付金の執行状況は、平成23年度遠藤地域経営会議補助金ほか8件で、交付決定額4,261,115円、支出済額3,799,115円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書（写）、支出命令等を調査した結果、事業着手届が未提出なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(4) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況は、33件684,756円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、12月1日に遠藤市民センターにおいて現地調査

を行い、14件について現物確認をした結果、納品書の保管がされていないものがあったので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

9 長後市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、長後市民センター庁舎管理等業務ほか13件で、契約金額25,193,541円（単価契約分を除く。）、支出済額13,291,984円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、9件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、参考見積依頼の起案をしていないなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、長後市民センターほか43施設となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

このセンターに係る公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

a 長後市民センター

11月29日及び30日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

公園にあってはすべてについて、緑の広場にあっては遊具が設置されている6箇所を抽出して、11月29日及び30日に、遊具に欠損等があるかどうかについての目視による確認等を行った結果、一部の遊具にぐらつきがみられるものがあるなど、事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

イ 施設の目的外使用許可等について

(ア) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況（平成23年度においてこのセ

ンターが事務を実施したものに限る。)は、長後市民センターにおける東日本電信電話㈱の室外公衆電話ボックスほか 17件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況(平成23年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。)は、長後公園における東京電力㈱の電柱ほか 27件となっている。

このセンターにおいて実施した公園占用許可に関する事務が「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書、公園占用許可書(控)、公園使用料減免申請書等を調査した結果は、次のとおりである。

- a 公園占用に係る使用料が過大に積算されていたものがあつたので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。
- b 公園占用に係る使用料の調定手続に遅延があるものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

ウ 施設用地の借用について

9月末日現在のこのセンターが管理に関する事務を行う施設敷地の借用状況は、緑の広場 No.43ほか 19件となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(3) 補助金及び交付金の執行は適正か

9月末日現在における補助金及び交付金の執行状況は、平成23年度長後地域経営会議補助金ほか 8件で、交付決定額 5,970,015円、支出済額 5,270,015円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書(写)、支出命令等を調査した結果、事業着手届が未提出なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(4) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況は、30件 375,920円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月30日に長後市民センターにおいて現地調査を行い、7件について現物確認をした結果、実施した手続(市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。)の範囲内において、支出済額は適正なもの認められた。

10 辻堂市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、辻堂市民センター総合管理業務ほか12件で、契約金額25,386,141円（単価契約分を除き、長期継続契約によるものについては平成23年度分の契約金額）、支出済額13,357,245円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、8件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、辻堂市民センターほか45施設となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

㊦ 公有財産台帳等の整備状況

このセンターに係る公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

㊧ 現地調査

a 辻堂市民センター

11月29日に現地調査した結果、敷地境界の一部が不明確なものについては、長年にわたり未解決なので、引き続き解決に向け努力をされたい。

b その他の施設

公園5箇所及び緑の広場2箇所を抽出して、11月29日に遊具に欠損等があるかどうか目視により確認した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

㊦ 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、辻堂市民センターにおける東日本電信電話㈱の室内公衆電話ほか19件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

㊧ 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況（平成23年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。）は、初多良公園における東京電力㈱の電柱ほか30件となってい

る。

これらが「藤沢市都市公園条例」，「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，公園占用許可申請書，公園占用許可書（控），公園使用料減免申請書等を調査した結果，適切なものと認められた。

ウ 施設用地の借用について

9月末日現在のこのセンターが管理に関する事務を行う施設敷地の借用状況は，久根下公園ほか 15件となっている。

これらのうちこのセンターにおいて契約手続等を実施したものは，久根下公園の賃貸借契約，緑の広場No.4 1ほか5箇所の賃貸借契約，緑の広場No.1 0 0ほか1箇所の使用貸借契約を除いたものであり，賃借料の支払はこのセンターにおいて行っている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，土地賃貸借契約書等を調査した結果，契約手続は適切なものと認められた。

(3) 補助金及び交付金の執行は適正か

9月末日現在における補助金及び交付金の執行状況は，辻堂地域経営会議運営事業ほか 9件で，交付決定額 6,926,960円，支出済額 4,973,665円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，補助金交付申請書，同決定通知書（写），支出命令等を調査した結果，補助金の支払遅延があるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(4) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況は，25件 1,228,794円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，全件の支出命令，請求書等を調査するとともに，11月29日に辻堂市民センターにおいて現地調査を行い，6件について現物確認をした結果，実施した手続（市役所内部の調査に限定しており，支払先への調査は行っていない。）の範囲内において，支出済額は適正なものと認められた。

1 1 善行市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は，善行市民センター庁舎管理等業務ほか 15件で，契約金額 28,192,847円（単価契約分を除く。），支出済額 11,026,640円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，11件を抽出して業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分検査調書，支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、善行市民センターほか49施設となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

善行市民センター及び善行市民センター駐車場用地に係る公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

a 善行市民センター及び善行市民センター駐車場用地

12月1日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

公園10箇所及び緑の広場3箇所を抽出して、12月1日に、遊具に欠損等があるかどうか目視により確認等を行った結果、遊具に欠損等は見受けられなかったが、一部の公園に防犯灯などの公園占用に係る手続がなされていないものがあったので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

イ 施設の目的外使用許可等について

(ア) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況（平成23年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。）は、善行市民センターにおける郵便事業(株)の郵便差出箱ほか8件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況（平成23年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。）は、椎の実公園における(株)ジェイコム湘南の鋼管柱ほか31件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書、公園占用許可書(控)、公園使用料減免申請書等を調査した結果、公園占用に係る使用料が過大に積算されていたものがあったので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。

ウ 施設用地の借用について

9月末日現在のこのセンターが管理に関する事務を行う施設敷地の借用状況は、石名坂第

三公園ほか 13件となっている。

これらのうちこのセンターにおいて契約手続等を実施したものは、緑の広場№.1 4 2 及び №.2 0 6 の賃貸借契約及び善行乾塚市民の家の変更契約であり、賃借料の支払は、このセンターにおいて行っている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(3) 補助金及び交付金の執行は適正か

9月末日現在における補助金及び交付金の執行状況は、地域経営会議運営費補助事業ほか 7 件で、交付決定額 4,278,000円、支出済額 3,412,000円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書（写）、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(4) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況は、17件 179,243円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、1 2 月 1 日に善行市民センター及び関連施設において現地調査を行い、7件について現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支出済額は適正なものと認められた。

1 2 湘南大庭市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、湘南大庭市民センター総合管理業務ほか 15 件で、契約金額 97,110,035円（単価契約分を除く。）、支出済額 50,156,989円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、10件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、湘南大庭市民センターほか 38施設となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

㍿ 公有財産台帳等の整備状況

湘南大庭市民センターに係る公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づ

き適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

a 湘南大庭市民センター

1 2月 2日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

公園 9箇所を抽出して1 2月 2日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(ア) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況(平成23年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。)は、湘南大庭市民センターにおける東日本電信電話㈱の室内公衆電話機ほか12件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況(平成23年度においてこのセンターが事務を実施したものに限る。)は、遠藤丸山公園における㈱ジェイコム湘南の鋼管柱ほか66件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書、公園占用許可書(控)、公園使用料減免申請書等を調査した結果、公園占用に係る使用料が過大に積算されていたものがあったので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。

ウ 施設用地の借用について

9月末日現在のこのセンターが管理に関する事務を行う施設敷地の借用状況は、緑の広場No.324ほか1件となっている。

これらのうちこのセンターにおいて契約手続を実施したものは、緑の広場No.324の使用貸借契約である。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地使用貸借契約書等を調査した結果、契約事務は適切なものと認められた。

(3) 補助金及び交付金の執行は適正か

9月末日現在における補助金及び交付金の執行状況は、藤沢市地域経営会議「湘南大庭経営会議」事業ほか13件で、交付決定額10,206,087円、支出済額6,644,967円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書(写)、支出命令等を調査した結果、期日までに支払われていな

いものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(4) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況は、31件 930,386円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、12月2日に湘南大庭市民センターにおいて現地調査を行い、8件について現物確認をした結果、契約の方法に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

1.3 湘南台市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、地域市民の家防火・防災警備業務ほか7件で、契約金額 35,554,440円（単価契約分を除く。）、支出済額 18,446,269円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、3件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 補助金及び交付金の執行は適正か

9月末日現在における補助金及び交付金の執行状況は、湘南台地区地域経営会議運営事業ほか10件で、交付決定額 6,013,100円、支出済額 4,948,350円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書（写）、支出命令等を調査した結果、期日までに支払われていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(3) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況は、27件 249,897円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月30日に湘南台市民センターにおいて現地調査を行い、8件について現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支出済額は適正なものと認められた。

1.4 鵜沼市民センター

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、鶴沼市民センター施設総合維持管理業務ほか14件で、契約金額 280,641,417円（単価契約分を除く。）、支出済額 15,638,123円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 補助金及び交付金の執行は適正か

9月末日現在における補助金及び交付金の執行状況は、平成23年度鶴沼地区地域経営会議運営事業ほか13件で、交付決定額 12,147,330円、支出済額 10,427,990円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書（写）、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(3) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況は、30件 486,858円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月29日に鶴沼市民センターにおいて現地調査を行い、17件について現物確認をした結果、契約の方法に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

1.5 病院総務課

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、清潔区域清掃業務ほか136件で、契約金額 1,309,237,508円（単価契約分を除く。）、支出済額 640,789,985円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、10件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令書等を調査した結果、仕様書の整備が必要なものがあるほか、契約書に提出が義務づけられている書類の提出がなされていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) たな卸資産及び診療材料等の購入手続は適切か

9月末日現在におけるたな卸資産及び診療材料等の購入状況は、支出済額 923,655,695円及び 678,226,167円となっている。

これらの購入手続が「藤沢市契約規則」、「藤沢市物品会計規則」、「藤沢市民病院事業の財務の特例を定める規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、物品購入等契

約施行決裁書兼検収調書，物件供給契約書，単価供給契約書，支出命令書等を抽出して調査した結果，契約締結手続に必要な書類が作成されていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(3) 賃借料の執行は適正か

9月末日現在における賃借料の執行状況は，職員住宅(藤沢第一寮)ほか70件で，契約金額356,692,914円(単価契約分を除き，長期継続契約によるものについては平成23年度分の契約金額)，支出済額178,040,418円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，10件を抽出して賃貸借契約書，支出命令書等を調査した結果，支出済額は適正なもの認められた。

(4) 備品の購入手続は適切か

9月末日現在における備品の購入状況は，チップアイスメーカーほか8件で，支出済額28,619,566円となっている。

これらの購入手続が「藤沢市契約規則」，「藤沢市物品会計規則」，「藤沢市民病院事業の財務の特例を定める規則」に基づき適切に執行されているかどうかについて，物品購入等契約施行決裁書兼検収調書，予算執行決裁書，支出命令書，物件供給契約書，納品書等を調査した結果，契約締結手続に必要な書類が作成されていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(5) 修繕費の執行は適正か

9月末日現在における修繕費の執行状況は，252件で，支出済額44,839,513円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」，「藤沢市民病院事業の財務の特例を定める規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，予算執行決裁書，支出命令書等を調査した結果，消耗品の購入など他の節で執行すべきものがあるなど契約締結手続及び予算執行手続の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(6) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況は，397件381,122,319円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，39件1,236,779円の物品購入等契約施行決裁書兼検収調書，予算執行決裁書，支出命令，請求書等を抽出して調査するとともに，12月7日に病院総務課等において現地調査を行い，29件の現物確認をした結果，契約締結手続に必要な書類が作成されていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお，監査手続の実施は，市役所内部の調査に限定しており，支払先への調査は行っていない。

1.6 教務課

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、看護専門学校学生定期健康診断業務ほか5件で、契約金額7,340,340円（単価契約分を除き、長期継続契約によるものについては平成23年度分の契約金額）、支出済額10,760,070円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分検査調書、支出命令等を調査した結果、契約書の整備が必要なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 教材備品等の管理は適切か

教材備品等の管理が「藤沢市物品会計規則」等に基づき適切に管理されているかどうかについて、11月28日に施設内の備品（重要物品を含む。）178点のうち65点を抽出して現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

(3) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況は、47件1,542,489円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、全件の支出命令、請求書等を調査するとともに、11月28日に教務課において現地調査を行い、6件について現物確認をした結果、契約の方法に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

なお、監査手続の実施は、市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。

1.7 財団法人藤沢市産業振興財団

(1) 藤沢市からの受託事業について

9月末日現在におけるこの法人が市からの委託を受けて実施している事業は、国際的産学官等連携推進事業業務ほか15件で、契約金額53,768,256円となっている。

これらが、「藤沢市契約規則」、「財団法人藤沢市産業振興財団契約に関する規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約書、事業報告書等を調査した結果、財団印の使用承認手続が財団法人藤沢市産業振興財団財団印規程の規定に適合していないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

今後も引き続き、地域産業の実態を的確に把握し、情報システムの構築及び運営等必要な事業展開を行うとともに、企業間の情報交流、産業経済に関する調査研究、人材育成等の事業に積極的に取り組むことにより、地域産業の振興を図り、もって藤沢市の産業経済の一層の発展に努められたい。

また、今後、藤沢駅北口に新たな産業拠点施設が整備されることに伴い、この法人の当該施設への移転が予定され、その時点において施設運営事業が廃止されることとなることなど

から、新たな経営環境を踏まえた中期経営計画の見直しに努められたい。